平成２３年（フ）第４７８号
大分県速見郡日出町大字豊岡6100番地230、申立時の住所大分県別府市大字鶴見1951番地の１　市営扇山住宅Ｃ―206号
債務者　高松　浩三
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本　学治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１２０３号
仙台市太白区日本平33番21号
債務者　菅野　裕敬
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小山田一彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後１時35分
５　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３３９７号
横浜市港南区日野南３丁目12番17号
債務者　大貫　俊一
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩田　武司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４２９号
広島市西区庚午南１丁目21番３―104号　Ａ
債務者　満重　典之
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　純弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７２号
愛媛県四国中央市寒川町710番地　丸石ハイツ105号
債務者　土井　清司
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第５０号
熊本県玉名市玉名2123番地２
債務者　森川　勝一
１　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山野　史寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６５７号
愛知県岡崎市樫山町字東原58番地
債務者　青山　銈子
１　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
岩手県一関市千厩町千厩字前田168番地11　松沢アパート101号室
債務者　高橋　浩樹
１　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第９３号
岩手県一関市滝沢字九鬼59番地
債務者　佐藤　信子
１　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第４９２号
北海道二海郡八雲町三杉町25番地158
債務者　島貫マリ・島貫マリフェこと　ＳＨＩＭＡＮＵＫＩ　ＭＡＲＩＦＥ　ＡＣＯＳＴＡ
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５０３号
函館市中道１丁目31番４号
債務者　佐藤　経治
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５０４号
函館市中道１丁目31番４号
債務者　佐藤めぐみ
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５０７号
函館市亀田港町16番21号
債務者　汐谷　諒子
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４３３号
奈良県大和高田市神楽２丁目13番40―605号
債務者　清川　純司
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
奈良県葛城市林堂240番地２
債務者　木原みどり
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
福岡県京都郡苅田町大字与原1621番地24
債務者　上田　幸俊
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第３９９２号
大阪市中央区東平２丁目２―11　オリオンハイム上六605、住民票上の住所大阪府東大阪市上四条町13番19号
債務者　三村　一人
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４０３号
大阪市中央区高津２丁目６番10―1305号
債務者　大場洋子こと　徐　　洋淑
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部